

宇宙活動の規制及びルールにかかわる 米国政府のアプローチについて

— トランプ政権の対応を中心に —

2021.3.1

JAXAワシントン駐在員事務所

梅田 耕太

本資料及び発表は、全て発表者個人の見解に基づくものであり、所属組織の見解を示すものではありません。

米国の宇宙活動を規定する法的枠組み及びルール

国内

- ① 議会による各種の立法
- ② 政権（行政府）による規制及びルール

国外

- ③ 国連をはじめとする幅広いアクター間での合意
- ④ 二国間もしくは限られた友好国を中心とする合意



本発表においては、トランプ政権にて特徴的であった
②及び④を取り上げる

米国内における規制及びルール策定のアプローチ

- トランプ政権では、既存の規制見直しによる宇宙産業の活性化と、新たな宇宙活動に一定のルールの見通しを示すことを目指した

A) 商業宇宙活動にかかわる規制の見直し

- SPD-2 (Space Policy Directive-2)



運輸省 (FAA) & 商務省の取組み

B) 新たな環境に対応するルールの策定

- 軌道上サービス
- 宇宙交通管理 (STM)
- サイバーセキュリティ

商業宇宙活動にかかわる規制の見直し

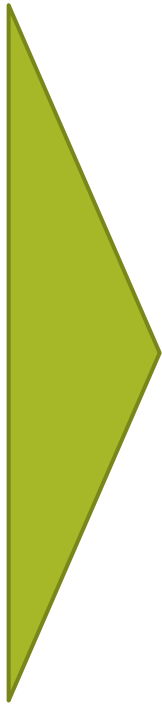
■ SPD-2（2018.5.24、トランプ大統領署名）にて、運輸省（FAA）及び商務省は具体的な規制改革の指示を受ける

● 運輸省（FAA）：

- ✓ 2019年2月までに商業打上げ及び再突入にかかわる新たな規制システムを提案する

● 商務省：

- ✓ 商業リモートセンシング規制の見直しを90日以内に実施し、時代にそぐわない箇所を特定する
- ✓ 商務省の宇宙活動を統合する“one-stop shop”のオフィスを設置するための立法提案を30日以内に提出する



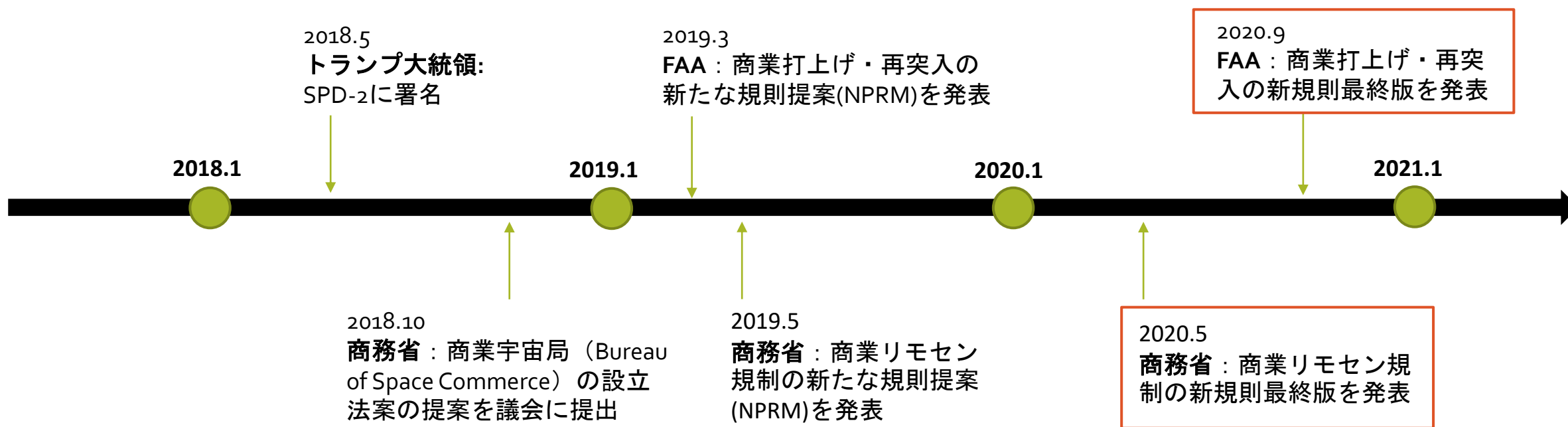
2020年9月、商業打上げ・再突入の新規則最終版（SLR2）を
発表

2020年5月、商業リモセン規制の
新規則最終版を発表

立法提案は提出したものの、議会から新たな部局の創設は認められず

商業宇宙活動にかかわる規制の見直し

■ SPD-2実行のタイムライン



- より効率的な規制を謳った新規則の制定を実現
- 商務省の組織再編は議会に認められず

新たな環境に対応するルールの策定

- これまで規制やルールが確立されていない分野でのルール策定の動きが始まっているが、完成までにまだ時間を要する状況

宇宙活動の分野	根拠	活動内容・進展
軌道上サービス	DARPAからの契約 (2017.10)	DARPAからの資金提供を受けて、産業界コンソーシアムであるCONFERSが設置される。商業的な軌道上サービスの基準構築を目的とし、2017年末から本格的に活動開始。これまで“Guiding Principles for RPO and OOS”や“Design and Operating Practices”を発行。
宇宙交通管理 (STM)	SPD-3 (2018.6.18)	SPD-3は国防省、商務省、運輸省に対してSTMにかかわる基準及びベストプラクティスを策定するように指示するも、表立った進展はなし。
宇宙システムのサイバーセキュリティ	SPD-5 (2020.9.4)	宇宙システムの所有者及び運用者が従うべきサイバーセキュリティの原則がSPD-5で示され、その上で詳細なベストプラクティスや規範の策定については、連邦省庁が民間企業と協力して実施することとなった。

国際的なルール形成へのアプローチ

- 国連を中心とする広範なアクターによるルール形成には時間を要することから、トランプ政権では、以下の2つアプローチで事実上の合意形成を図ることを優先

**A) 国内のルールを国外にも
広げる試み**

B) 友好国との合意優先

【事例】

- 宇宙資源の回収及び利用にかかわる国際的
的支持を促進する大統領令（2020.4）
- アルテミス合意（2020.10）
- 宇宙交通管理（2018.6）

まとめ／今後の注目点

- 商業宇宙活動の変化に応じた規制の在り方の模索
- 柔軟な規制と安全性のバランス
- 国際的な宇宙のガバナンス



SPD-2に署名したトランプ大統領
(画像出典：White House)